

令和4年度（2022年度）

市民税
府民税

特別徴収事務のしおり

■特別徴収事務とは…

事業主（特別徴収義務者）が、所得税の源泉徴収と同じように、従業員等（納税義務者）の市民税・府民税を、毎月支払う給与から徴収（天引き）し、従業員がお住まいの市町村（1月1日現在）に納入していただく制度です。

市町村から5月中に、給与から徴収していただく年税額および月割額を特別徴収義務者宛に通知しますので、6月から翌年5月までの12回に分けて給与から徴収し、翌月10日（土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日）までに納入書により金融機関等で納入してください。

なんたんし
京都府南丹市

【市町村コード 262137】

〒622-8651

京都府南丹市園部町小桜町47番地

（総務部 税務課 市民税係）

TEL 0771-68-0004 FAX 0771-63-0653

ホームページ <https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/>

■もくじ

ページ

特別徴収税額の通知について ……………	1
納入の方法について	
納期の特例について	
納入取扱機関について ……………	2
納期限までに納入がなかった場合について	
ゆうちょ銀行・郵便局の指定について	
【様式】指定通知書	
税額変更について ……………	3
退職所得にかかる市民税・府民税の納入について	
【様式】退職所得に係る市民税・府民税納入申告内訳書 ………	4
転職・退職等の異動があった場合について ……………	5
【様式】給与所得者異動届出書 ……………	6
特別徴収への切り替えについて ……………	7
事業所の所在地・名称の変更について	
給与支払報告書の提出について	
【様式】特別徴収切替依頼書 ……………	8
【様式】所在地等変更届出書 ……………	9
【様式】納期の特例に関する申請書 ……………	10
【様式】納期の特例の要件を欠いた場合の届出書 ……………	11

特別徴収義務者 様

京都府南丹市長

令和4年度市民税・府民税特別徴収について

平素は、市民税・府民税の特別徴収事務につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、地方税法第41条及び第321条の4並びに南丹市税条例第45条第1項の規定により、令和4年度の市民税・府民税について、特別徴収義務者としてお願いすることとなりました。

つきましては、関係書類を送付しますので、特別徴収事務（徴収及び納入）についてご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

特別徴収税額の通知について

「給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書」（特別徴収義務者用、納税義務者用）により、税額の決定通知をします。また、その税額に変更があった場合は、変更通知書を送付します。

（1）特別徴収義務者用

上欄に、特別徴収していただく従業員の人数及び納入額を記載しています。下欄に、従業員ごとに特別徴収していただく月額納入額を記載しています。変更通知があった場合は、変更月以後は変更後の金額を徴収してください。

（2）納税義務者用

決定通知書は、ミシン線で切り取って圧着を開かずに、それぞれ従業員に5月31日までにお渡しください。

納入の方法について

特別徴収税額を、通知書に記載のとおり6月から翌年5月までの間徴収し、「市府民税特別徴収納入書」により、納入取扱機関にて翌月10日（土・日曜日、祝日の場合はその翌開庁日）までに納入してください。

市・府民税の特別徴収については、口座振替を行っておりません。

各金融機関の納入サービスを利用される場合は、各金融機関に手続き等をお問い合わせください。

※納入書不要のご連絡があった場合は、納入書はお送りしておりません。

退職所得にかかる市府民税の納入がある場合等、納入書が必要な場合は送付させていただきますのでご連絡ください。

納期の特例について

給与の支払いを受ける人が常時10人未満の場合の特別徴収税額の納入について、申請により年2回に分けて納めることができます。

①6月分～11月分 → 12月10日までに納入

②12月分～5月分 → 6月10日までに納入

納期の特例を受けるためには、「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を提出し、承認を受ける必要があります。

※10ページの様式をコピーしてお使いください。

前年に納期の特例を受けていた場合は、滞納等による承認の取消がない限り継続して納期の特例が受けられます。

なお、納期の特例の要件を満たさなくなった場合には、遅延なくその旨を記載した取消届出書を提出してください。

e L T A X（エルタックス）利用について

e L T A Xとは、地方税の手続きを自宅や職場等からインターネットを利用して電子的に行うシステムです。異動届出や給与支払報告等の手続きを電子的に行うことができます。また、2019年10月からは地方税共通納税システムがスタートし、全地方公共団体に一括して電子的に納税できるようになりました。

e L T A Xの利用届出や申告方法の詳細については、e L T A Xのホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。

納入取扱機関について

- (1) 南丹市役所 出納課・各支所
- (2) 公金収納取扱店
 - (株) 京都銀行 京都信用金庫 京都中央信用金庫
 - 京都農業協同組合 (株) りそな銀行
 - ゆうちょ銀行・郵便局 (近畿2府4県内)

納期限までに納入がなかった場合について

納期限までに特別徴収税額を完納されない場合は、督促状を発付し、督促手数料100円を徴収します。督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合は、特別徴収義務者が滞納処分を受けることになります。

納期限の翌日から納入日までの日数に応じ、法律で定められた割合で計算した延滞金が特別徴収義務者にかかります。

【納期限の翌日から1月を経過する日までの期間】

年2.4% (各年の延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合)

【納期限の翌日から1月を経過した日から納入日までの期間】

年8.7% (各年の延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合)

※令和4年中の延滞金の割合です。

ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

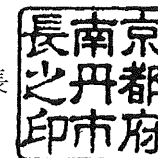
特別徴収税額の納入に、南丹市外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、南丹市が取扱局に指定することとなっていますので、右の指定通知書に利用される店名・郵便局名を記載の上、その支店・郵便局に提出してください。

すでに利用をされている場合や、上記の金融機関を利用される場合は、指定通知書の提出は不要です。

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 _____ 支店長 様
_____ 郵便局長 様

京都府南丹市長



指定通知書

地方税法第321条の5第4項の規定に基づき、貴店・局を当市の市民税・府民税特別徴収税額取扱店・局に指定しましたので通知します。

- 1. 承認番号 貯大振 第52号
- 1. 口座番号 01000-8-960227
- 1. 加入者の名称 南丹市会計管理者
- 1. 取りまとめ郵便局 大阪貯金事務センター

税額変更について

特別徴収税額を通知した後にその税額に変更があった場合は、特別徴収税額の変更通知書を送付します。納入書の税額を手書きで変更の上、納入してください。

変更後の納入書再送を希望される場合は、お手数ですがご連絡ください。

【記入要領】

- ①「納入金額（1）」欄の数字を2本線で抹消してください。（訂正印不要）
- ②「納入金額（2）」欄の「給与分」と「合計額」欄に、納入する額を記入してください。

退職所得にかかる市民税・府民税の納入について

退職所得にかかる税額は、次のとおり計算して退職手当の支払いをする際に徴収し、翌月10日までに納入してください。納入時に、納入済通知書の裏面にある「市民税府民税納入申告書」に必要事項を記入して納入するか、「退職所得に係る市民税・府民税特別徴収税額納入申告内訳書」を別途提出してください。

※右（4ページ）の様式をコピーしてお使いください。

$$\text{退職所得の金額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

※1,000円未満の端数は切り捨てます。

退職所得控除額の計算方法

イ 勤続年数が20年以下の場合

$$40 \text{ 万円} \times \text{勤続年数} \quad (80 \text{ 万円に満たない場合は } 80 \text{ 万円})$$

ロ 勤続年数が20年を超える場合

$$800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (\text{勤続年数} - 20 \text{ 年})$$

※なお、退職手当等の支払いを受ける者が在職中に障害者に該当することとなったことにより退職した場合には、イまたはロの金額に100万円を加算した金額を控除します。

【税額の計算（100円未満の端数切捨て）】

- ・市民税＝退職所得×6%
- ・府民税＝退職所得×4%

納入先は、退職した年の1月1日現在居住していた市町村となりますので、給与分の納入先と異なる場合があります。

【税額変更記入例】

※金額の先頭に「¥」は記入しないでください。

※黒のボールペンで、3連とも同様に記入してください。

京 都 府 南 丹 市 市 府 民 税 領 収 証 書 (公)		
市区町村コード	口座番号	加入者名
2 6 2 1 3 7	01000-8-960227	南丹市会計管理者
月別	年 月 分	納入金額(1)
		10,000
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。		納 入 金 額 (分を含む)
納 入 金 額 (2)		給 与 分 (分を含む)
退 職 所 得 分		退 職 所 得 分
額 督 促 手 数 料		額 督 促 手 数 料
合 計 額		合 計 額
		9 0 0 0
		9 0 0 0

退職所得分がある場合は、市民税・府民税の合計額を記入してください。

【納入申告書（納入書の裏面）の書き方】

市 民 税 納 入 申 告 書		府 民 税	
南丹市長様			
令和 4 年 9 月 10 日 提出	令和 4 年 8 月 分	人 員	1 人
退職手当等支払金額		8 5 0 0 0 0 0 0	
特別徴収税額	市民税	1 5 0 0 0 0	
	府民税	1 0 0 0 0 0	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。			
(特別徴収義務者)		(受付印)	
住所又は〒000-0000			
所在地 南丹市園部町〇〇〇番地			
氏名又は名称 株式会社 〇〇〇			
法人番号又は個人番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		
退職者氏名	南丹 太郎		

退職所得に係る市民税・府民税特別徴収税額納入申告内訳書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> ○ </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">受 付 印</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">南 丹 市 長 様</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">令和 年 月 日提出</p>	特 別 徴 収 義 務 者	住所又は 所在地					特別徴収義務者指定番号		
		法人番号又は 個人番号					担 当 者	所属	
		氏名又は 名称						氏名	
							電話番号		
令和 年 月 分		納 入 年 月 日			人 員		納 入 金 額		
		令和 年 月 日			人		円		
退職者氏名	退職者住所 (1月1日)	退職手当等 支払金額 (円)	退職年月日	勤続年数 (年)	退職所得控除額の 控除後の金額 (円)	市民税額 (円)	府民税額 (円)		

転職・退職等の異動があった場合について

転職、退職、死亡、休職等により、毎月の給与から徴収できなくなったときは、その事由が発生した日の翌月10日までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。 ※右(6ページ)の様式をコピーしてお使いください。1人につき1枚提出してください。

(1) 転職等による特別徴収の継続

転職等により、新しい勤務先で特別徴収の継続ができる場合は、新しい勤務先へ税額及び月割額を連絡していただき、「新しい給与支払者」の欄に記入してください。

(2) 一括徴収

退職等によって給与の支払いを受けなくなった場合で、残りの税額を最終の給与と退職金などから一括して徴収される場合に届け出てください。

異動日が6月1日から12月31日までの間

→申出により、一括徴収してください。

異動日が1月1日以降の場合

→原則として、一括徴収してください。

※一括徴収しない場合は、理由欄の該当する項目を○で囲んでください。

(3) 普通徴収への切り替え

上記(1)(2)以外の場合で、異動後の未徴収税額を納税義務者本人が納付(普通徴収)する場合に届け出てください。異動届出書の提出が遅れると、納税義務者が一度に多額の納付負担となる場合がありますので、速やかに提出してください。未徴収税額がない場合(非課税など)でも異動があった場合は必ず提出してください。なお、普通徴収に切替わる方へは、後日直接本人に未徴収分の納税通知書を市から送付させていただきますので、その旨ご説明願います。

【記載例】退職などにより、未徴収税額を一括して徴収する場合

市民税・府民税 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

南丹市長 令和4年9月6日提出	給与支払者 南丹 園子	名称 株式会社 ○△物産	担 係 総務係	特別徴収 指定番号 12345678	
	所在地 京都府南丹市○町△47番地1	担 係 氏名 南丹 親太郎	特別徴収 指定番号 87654321	特別徴収 指定番号 12345678	
個人番号又は法人番号		電話 0771-68-0004		特別徴収 指定番号 12345678	
給与 氏名 南丹 園子	新 姓	特別徴収税額 (年税額) 48,000	(イ) 徴収済税額 6月分 12,000	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 9月分 36,000	
生年月日 明大(現) 平 35年 1月 1日生	異動年月日 4年 8月 31日	異動の事由 ①退職 ②転勤 ③休職・長欠 ④死亡 ⑤支払少額・不定期 ⑥合併・解散 ⑦その他		異動後の未徴収 税額の徴収方法 ①特別徴収継続 ②一括徴収 ③普通徴収 (本人が納付する)	
個人番号 9 8 7 6 * * * * ; 4 3 2 1	住所 1月1日現在 京都府南丹市○町□3番地1	1月1日以降退職時 までの給与支払額 円		控除社会保険料額	
◎給与所得者が新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。					
新しい勤務先 の名称 及 び 所 在 地	所在地 〒	特別徴収指定番号	左記勤務先(担当 氏)へは月割額 円を 月分(翌月10日納期限)から徴収するよう連絡済みです。		
◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。					
一 括 徴 収	一括徴収する場合	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	備 考
	① 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出があったため。	8月25日	36,000 円	36,000	左記の一括徴収した税額は 8 月分で納入します。(翌月10日納期限)
	② 異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続の希望がないため。	月 日	円		左記の一括徴収した税額は 月分で納入します。(翌月10日納期限)
一 括 徴 収 理 由	一括徴収しない場合				
	1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。 2. 特別徴収の継続の希望があるため。(転勤の場合も含む。) 3. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払がないため。 4. 死亡による退職のため。				
旧 特 別 徴 収 理 由	年度	月分以降 の月割額は	1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収へ切替 3. 一括徴収(月分納入) 4. その他	点 検	
	年度	月分以降 の月割額は	1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収へ切替 3. 一括徴収(月分納入) 4. その他	点 検	

◆納税義務者が退職後、国外転出される場合

納税義務者が退職後、国外転出される場合は一括徴収にご協力をお願いします。一括徴収できない場合は納税管理人を選定していただくか、国外転出前に未徴収税額を全て納付いただく必要があります。また、1月1日以降納税通知発付までの間に国外転出される場合、翌年度の市・府民税も課税される場合がありますので、国外転出前に市役所税務課に問い合せいただくようご案内ください。

※コピーをしてお使いください。

受付印

市民税・府民税 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

南丹市長 令和 年 月 日提出	給与(特別徴収義務者)支払者	名称(氏名)	担当 係 氏名 電話	特別徴収指定番号					
		所在地(住所)		年度	宛名番号				
		個人番号又は法人番号		年度	特別徴収指定番号 宛名番号				
給与所得者	フリガナ	新姓	(ア)特別徴収税額(年税額)	(イ)徴収済税額	(ウ)未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	1月1日以降退職時までの給与支払額
	氏名		円	円	円				
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日生	円	円	円	年 月 日	1 退職 2 転勤 3 休職・長欠 4 死亡 5 支払少額・不定期 6 合併・解散 7 その他()	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収(本人が納付する)	円
	個人番号								控除社会保険料額
住所	1月1日現在								
住所	異動後								

◎給与所得者が新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。

新しい勤務先の名称及び所在地	所在地 下	特別徴収指定番号	左記勤務先(担当 氏)へは月割額 円を
	名称	法人番号	月分(翌月10日納期限)から徴収するよう連絡済です。
		(電話 - -)	

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。

一括徴収理由	一括徴収する場合		徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)	備考			
	1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出があったため。		月 日	円	円	左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納期限)で納入します。			
	2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続の希望がないため。		月 日	円	円	左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納期限)で納入します。			
	一括徴収しない場合								
理由	1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。					旧特別徴収処理欄			
	2. 特別徴収の継続の希望があるため。(転勤の場合も含む。)								
理由	3. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払がないため。					年度			
	4. 死亡による退職のため。								
						月分以降の月割額は	1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収へ切替 3. 一括徴収(月分納入) 4. その他	点 検	
						年度	月分以降の月割額は	1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収へ切替 3. 一括徴収(月分納入) 4. その他	点 検

- 異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までに提出してください。
- 退職者については、この異動届出書のほかに、翌年の1月31日までに給与支払報告書の提出が必要です。
- この用紙は太枠内に必要事項を記入し、1部を提出してください。
- 「一括徴収」する場合は、理由欄を○で囲み、右の「徴収予定額」欄等に所要事項を記載するとともに1の場合は給与所得者の印を押印してください。一括徴収しない場合には、理由欄の該当する項目を○で囲んでください。

退職の日が1月1日から4月30日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。

特別徴収への切り替えについて

新規雇用等により、新たに特別徴収することとなった従業員がある場合は、「特別徴収切替依頼書」を提出してください。特別徴収の開始を希望される月について、記載してください。

※右（8ページ）の様式をコピーしてお使いください。

普通徴収の納期限が過ぎた期別分は特別徴収への切り替えができませんので従業員本人が納付してください。普通徴収の納期限が間近である場合は、特別徴収の開始月等についての確認が必要な場合は、電話で問い合わせをしてください。

事前に特別徴収月割額の電話連絡が必要な場合は、提出時にその旨をお伝えください。

受付印		特別徴収切替依頼書		〒 622 - 8651		指定番号	12345678	
(あて先)	南丹市長	特別徴収切替依頼書提出者	所在地	京都府南丹市○町△47番地1	特別徴収切替依頼書提出者	法人番号又は個人番号	1234****12345	
令和4年7月20日		フリガナ	フリガナ	カブシキガイシャ マルサンカクブツサン	フリガナ	所属担当	総務係 南丹 税務部	
		氏名	氏名	株式会社 ○△物産	連絡先	電話	(0771) 68 - 0004	
		代表者名				内線	1234	

◎ 次の者について、8 月分から特別徴収を希望します。 ※新規事業所の場合…納入書（要・不要）

特別徴収に切り替える者の住所・氏名	生年月日	年税額	納付済額	備考
住所 京都府南丹市○町△29番地1	昭・平 53年1月1日	48,000 円	12,000 円	(第1期分まで)
フリガナ ナンタン ハナコ	個人番号			
氏名 南丹 花子	1234****5678			
住所	昭・平 年 月 日			(第 期分まで)
フリガナ	個人番号			
氏名				
住所	昭・平 年 月 日			(第 期分まで)
フリガナ	個人番号			
氏名				
住所	昭・平 年 月 日			(第 期分まで)
フリガナ	個人番号			
氏名				

(注) ・納期の経過した普通徴収税額は、特別徴収できませんのでご注意ください。
 ・年税額欄には、納税通知書の「年税額」の金額をご記入ください。
 ・納付済額欄には、第何期分まで、いくらのお金を納付されたかをご記入ください。

事業所の所在地・名称の変更について

特別徴収義務者（事業所）の所在地・名称、送付先などに変更があった場合は、「特別徴収義務者所在地等変更届出書」を提出してください。

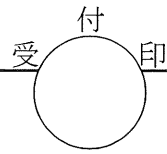
※9ページの様式をコピーしてお使いください。

合併等により、特別徴収義務者が変更となる場合は、従業員全員分の「給与所得者異動届出書」（6ページ）についても提出してください。

給与支払報告書の提出について

前年中に給与の支払いをしたすべての従業員など（事業専従者、臨時社員、役員、パート、アルバイトなども含む）について、給与支払報告書（総括表・個人別明細書）を作成して、従業員の1月1日現在の住所地の市区町村長に令和5年1月31日までに提出してください。

なお、平成30年度以降は京都府と府内のすべての市町村では、原則として給与所得者は特別徴収としています。退職者や給与の支払が毎月でない方、他の事業所で特別徴収される方（乙欄該当者等）などがある場合は、「普通徴収切替理由書（兼仕切紙）」の提出が必要となりますのでご注意ください。



特別徴収義務者所在地等変更届出書

(あて先) 南丹市長 令和 年 月 日 提出	特別徴収義務者	所在地	〒 -	特別徴収義務者	指定番号		
		フリガナ			法人番号又は個人番号		
		名称又は代表者名			この届出書に 応答される方 (担当者)	所属担当	
					電話	() - 内線	

特別徴収義務者	変 更 前		変 更 後	
	フリガナ	〒 -		〒 -
	所在地			
	フリガナ			
	名称			
電話	() - 内線	() - 内線		

(注) 誤読をさけるため、必ずフリガナを記入してください。

変更年月日	令和 年 月 日	旧所在地の事務所等の存続の有無	有・無
変更理由	該当する項目に ☑してください。	(1) 名称変更理由 <input type="checkbox"/> 社名変更 <input type="checkbox"/> 合併による変更 <input type="checkbox"/> 新法人の設立	(3) (1)が「合併による変更」の場合に、登記上の扱いを記入してください。 <input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上存続し社名変更 <input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上解散し合併された
		(2) 所在地変更理由 <input type="checkbox"/> 事務所等の移転 <input type="checkbox"/> その他	(4) その他 <input type="checkbox"/> 特別徴収事務の一本化 <input type="checkbox"/> 事務所等の廃止 <input type="checkbox"/> その他

◎ 特別徴収事務の書類の送付について上記以外の場所を希望される場合には、下記の欄に送付先の名称・所在地等を記入してください。

送付先	フリガナ	〒 -
	所在地	
	フリガナ	
	名称	
	電話	() 内線

(注) この届出書を提出されましても、法人市民税の異動届出書を提出したことになりませんのでご注意ください。

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

受 付 印

南丹市長 様		住所 (居所) 又は所在地	〒		電話	—	—
年 月 日 提出		(フリガナ) 氏名又は名称及び代表者名	※本人 (代表者) が自署しない場合は記名押印が必要です。				
		法人番号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。				
		特別徴収義務者 指 定 番 号					
南丹市税条例第46条の2 (第53条の7の2において準用する場合を含む。) の規定による特別徴収税額の特例についての承認を受けたので申請します。							
承認を受けようとする事務所等	所在地	電話					
特例の適用を受けようとする税額	名称						
申請の前6月間の各月末の給与の支払を受ける者の人数及び各月の支払金額 〔外書は、臨時雇用者に係るもの〕		月 区 分	支 給 人 員	支 給 額			
		年 月	外 人	外 円			
		年 月	外 人	外 円			
		年 月	外 人	外 円			
		年 月	外 人	外 円			
		年 月	外 人	外 円			
		年 月	外 人	外 円			
南丹市の徴収金の滞納又は最近における著しい納付若しくは納入の遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない事由であるときは、その事由を記入							
申請日以前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合は、その年月日を記入							

※コピーをしてお使いください。

